

## 会計年度任用職員制度の検討状況について

### 1 制度導入の経過（背景）

- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設される。
- 任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員（嘱託職員）及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、その大部分が一般職の会計年度任用職員へ移行することとなる。

### 2 任用

- (1) 任用期間は、最長で一会計年度とする。
- (2) 各年度における採用は原則公募とする。ただし(3)の「再度任用」を行う場合は除く。
- (3) 会計年度任用職員の職が次年度も引き続き設置される場合で、かつ、その職に在職している者の勤務成績が良好であると認められる場合は、当該職員を公募によらず選考により次年度の採用者とするを可能とする（以下「再度任用」という。）。ただし、その場合においても再度任用は4回までとする。なお、4回の再度任用後の応募を妨げるものではない。
- (4) 採用後、1月間は条件付採用とし、再度任用による場合も同様とする。

### 3 勤務形態

フルタイム勤務、又は、パートタイム勤務（週の勤務時間が38.75時間未満）とする。

### 4 服務等に関する規定

一般職として位置づけられることにより、地方公務員法に規定された人事評価、分限及び懲戒、服務に関する規定（服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務等）が適用され、常勤職員と原則同様の取り扱いとなる。ただし、「営利企業への従事等の制限等」の規定は、パートタイム勤務の場合は適用除外となる。

### 5 休暇制度

経過的措置として、令和6年3月31日まで、現行の嘱託職員及び臨時職員に適用されている休暇制度を継続する。

### 6 給料・報酬等

区分	フルタイム勤務	パートタイム勤務
本給	給料	報酬
時間外勤務	時間外勤務手当	報酬（割増）
通勤費用	通勤手当	旅費（費用弁償）
期末手当※	6月以上勤務する職員が対象	週15.5時間以上、かつ、6月以上勤務が支給対象
退職手当	6月以上勤務する職員が対象	対象外
社会保険の適用	1年目厚生年金保険及び健康保険、2年目以降共済組合	厚生年金保険及び健康保険（該当しない場合は、国民年金及び国民健康保険）

※ 期末手当の支給率は下表のとおり

令和2年度			令和3年度以降		
6月期	12月期	年計	6月期	12月期	年計
0.39※	1.3	1.69	1.3	1.3	2.6

※施行初年度は期間の算定が4月からのものとなるため。

### 7 令和2年3月31日まで在職している嘱託職員の取り扱い

従来 of 運用に基づく再度任用が可能な期間内において、勤務成績が良好であると認められる場合、再度任用を行う。

なお、この期間、各年4月1日時点の新制度における報酬年額が従来 of 報酬年額に相当する額を下回る場合は、従来 of 月額を支給する。

### 8 今後のスケジュール

令和元年9月 条例案を提案予定

令和2年4月 制度施行